

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 6 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 3 月29日
至 平成30年 3 月29日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 6 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 3 月 29 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○	○	農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	欠		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
日程 4 議案第17号 平成30年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
日程 5 議案第18号 農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について
日程 6 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 7 議案第20号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 8 議案第21号 現況証明願

開会 午後 1 時30分

議長 これより第 6 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。5 番、中河委員より欠席の届出があります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
2 番、對木委員、3 番、酒井委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
3 月 7 日から 9 日の期間に「女性農業委員活動推進シンポジウム」を東京都にて開催し、澁谷委員が出席しております。
澁谷委員、会議の内容、よろしくお願ひします。

澁谷委員 会議の開催は 3 月 8 日でした。当日の参会者は、全国の女性農業委員を対象としているため約 500 名の出席でした。北海道は 13 名でした。
会議の内容は、講演と研修、さらにパネルディスカッションになります。

講演は、京都府立大学 生命環境科学研究科 中村講師より「女性が農村で輝くために！今、女性農業委員に求められている役割」と題して、国の統計資料のセンサスから農業従事者の人口の推移、農地面積の推移、いずれも減少傾向をたどっていますが、その中で、今、第 1 次産業のビジネス化の担い手として注目を集める女性、地域経済の活性化は女性の活躍により、その地域を豊かにするという内容でした。

次の、研修会では「農業者年金について」を農業者年金基金理事より、農業者年金の現状と、何故、農業者年金が必要なのかなどの説明がありました。また、女性農業委員の声の中には、自分の将来のためにもいまできることをしていくことが大切とのコメントがあり、具体的には節税対策や年金を受け取ってみて孫に小遣いをあげたり、温泉や旅行になどにいけるなどの声がありました。

引き続き、パネルディスカッションに移行し、基本テーマを「女性の視点を活かして農地利用の最適化に取り組もう」と題して、パネリストには山形県酒田市農業委員会、徳島県農業委員会、鹿児島県南種子町農

業委員会それぞれが活動内容の発表をおこない、農業委員としての活動だけではなく、女性農業者が積極的に社会参画活動に尽力されている姿に感銘を受けました。

以上が会議内容の報告です。

議長 続いて、3月19日から20日にかけては「北海道農業会議第84回総会、会長・事務局長研修会」が札幌で開催、私と事務局1名の出席となりました。

3月23日、「平成29年度釧路地方農業委員会連合会役員会」を弟子屈町で開催、私と事務局主幹が出席しております。

3月29日、本日、午前中に「現況調査」を実施。調査委員であります、照井委員、澁谷委員、峯田委員の3名にて調査を実施しております。

以上が会議内容の報告になります。

日程第3 議案第16号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第16号「農地等の利用の最適化に関する指針」。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、白糠町農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針について、本会の審議を求める。

平成30年3月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別紙のとおり。

次のページにつきまして、ご説明いたしますが、この「農地等の利用の最適化に関する指針」は、別紙の目標を定めることによって「農地利用最適化交付金（事業）」の対象となるものです。

まず、事業の趣旨になります。

法律関係から申しますと、平成28年4月1日より施行された「農業委員会等に関する法律」により、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられました。

従来の業務に新たに業務が加わったことになります。

この新たな業務につきましては、前回の総会終了時に一度説明させていただいたところでもあります。

以前の説明内容と重複になりますが、再度、説明させていただきます。

まず、最適化という言葉、これからも度々出てきますので、この言葉の意味するところから説明させていただきます。

「最適化」、「最適化を推進する」など、日頃から、農業新聞等でも目にしているところだと思います。

最適化の示すところは、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等になります。

つまり、従来から農業委員として取り組んでいたことが、義務化になったことになります。いままでが、任意の業務だったものが、法律上 必

須業務になったこととなります。

そうであるのならば、いままでと変わらないのではと思われませんが、委員活動は変わりませんが、事務処理の手続きが増えたこととなります。

それは、委員それぞれが記録を付けていただくこととなります。その記録に基づきまして、事務局ではそれを整理しまして、国に報告することとなっています。

この記録につきましては、年間を通じて記録をしていただくものですが、事務局では、この手帳を4月以降にお配りしたと考えておりますので、次回以降の総会時に配付したいと考えております。

以上が農業委員活動の説明になりますが、次に、別紙議案に記載されている目標の部分となります。

ここの部分に関しましては、過去からの実績を踏まえまして記載させていただきましたが、主に利用権設定に係る、更新期間満了に伴う再更新が発生した場合に、農地集積面積欄に数字を記載させていただいております。それ以外はありませんによるものや、3条の賃貸者や売買によるものです。

遊休農地の解消・発生防止につきまして、現状では該当ありませんが、今後調査過程で新たに発生する可能性がありますので、来年度以降はここに数字が入ってくるかもしれません。

新規参入者の促進では、希望的な部分でもありますので、最小値に留めさせていただきました。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

議長 議案第16号の質疑をお受けいたします。

石田委員 最適化とあるが、いま大事なことは担い手。いまの農家の状態を見ても半数近く後継者がいない状況。これでは将来的に遊休農地が増えていく。地域としては、これらを解消するためにどうしたらいいのか。これは農業委員会の問題だけではなく、町全体の問題。この辺についてもう少し深く議論する時期に来ていると思うが、事務方としてはどのように考えているか。

斉藤主幹 最適化の意味するところは、農業委員会としては集積の部分、担い手の部分、遊休農地がありますが、最適化に別な意味もあります。すべてが農地ということではなくて、国が示す最適化の農地は、特に優良農地のところを指しております。では、優良農地でないところはどうかは、それも最適に処理して下さいとの意味がある。そのためには、農業委員が年に1回以上、農地パトロールを実施しておりますので、その中でここは農地として適していないところを拾い出して、国に報告する。その後、農地として適していないとなれば、農地から外して下さいという、そういう仕事も農業委員は担っている。優良農地は残していく、そうでないところはそれなりの処理をして下さいという意味が隠れているところがありますので、そこは今後適正に処理したいと考えています。

石田委員 優良農地として適されるものと、適されないものは存在する。優良農地は誰が見ても優良農地。ある面では放置されている農地、利用はできるが放置されている農地。この辺のすみ分けは難しい。その辺は時間を

かけて、ある程度調査をする必要がある。どう見ても、地形的に立地的に優良には見えるのだけど、手入れがされていないことから耕作放棄地になってしまう。担い手の問題もある。いまのままでは、後10年もすれば、60歳の人が70歳になる。そのときに、後継者もない、議会でも言われている。我々もそれを聞いている以上、時の農業委員として、いつまでその役割を果たせるかわからないが、そういうことで真剣に議論していかなければならない時期にきている。

議長 他に何かありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 なければよろしいですか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第17号「平成30年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」についてを議題といたします。

斉藤主幹より議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 議案第17号「平成30年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」。白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。

平成30年3月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。名簿の調製は、平成30年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上ではあるが、後継者のいる方を登載しております。昨年と比較しますと、昨年の登録者56名に対しまして、今年は53名となっており、3名の減となっております。内訳は、登録抹消で、●●●様、●●●様、さらに上庶路の●●●様になります。中には農業経営をされていても、今後、新たに土地を取得する見込みはないとのことで、ここに記載させていただきました。

また、平成30年度中に66歳に到達する者につきましては、該当ありません。

これをもって、議案第17号の説明とさせていただきます。

議長 議案第17号の質疑をお受けいたします。

石田委員 65歳以下の方が認定農業者、66歳以上は後継者がいないと認定農業者にはなれないのか。

齊藤主幹 認定農業者の要件は年齢の制限はありませんので、ただ、農業者年金を受給されている方、特に経営移譲年金を受給されている方は農業からリタイアされた方なのですが、そのような方でない限りで、農業を続けられる方は、引き続き認定農業者として認められます。

ただ、66歳以上で、農業をやっている、なおかつ後継者がいる方は引き続き対象にしております。66歳を超えているからだめというより、特に土地を必要とする方がいらっしゃれば、新たに加えることも可能です。土地を必要としない方がいれば、この名簿から削除することができます。これは事務局の案であります。

松本委員 4番の備考欄に、認定農業者の記載がないが、これはいいのか。

齊藤主幹 認定農業者ではありませんが、認定農業者になるためには、計画を提出しなければなりません。農協、町に認定計画を提出しなければなりません。何年後にはこういう機材を買って、これだけ農地を拡大して、乳量を何年後に増やすなどの計画が上がってきたら、審査をした上で、認定農業者として認められる。これは任意の行為です。

事務局長 認定農業者というのは、畜産クラスター事業だとか資金を借りるときに、その認定農業者制度に乗っかって認定を受けて対象にさせていただく。いまここで言っている「あっせん」といのは、認定農業者でなくても土地のあっせんには成り得る。例えば、ページをめくって、最後のページでは、3人ほど認定農業者でない方がいます。

石田委員 例えば、あっせんがあって、誰が希望者になるのかはわからないが、その時点で、適正な条件になるか再調査するのか。

齊藤主幹 地区からあっせん希望が上がってきます。例えば和天別から上がってきましたら、まず、この名簿を見ます。この中で、和天別の沢の方全部をいままでは対象としています。ただ、前提としてはあっせん委員を組織としてつくりますので、その中では、あっせん委員長の裁量で和天別すべてを対象にします。その上で、隣の沢の茶路沢で法人が必要としているということであれば、あっせん希望者をさらに拡大して募るとい手法になるとというのが、具体的な事務手続きになります。

石田委員 だとすれば、その取組はいままではと同じことか。

事務局長 そうです。これは毎年度、名簿をみなさんに見ていただいて新年度に臨んでいるものですから、その都度あっせん委員会をかけています。名簿の調製はこの時期に毎年おこなっています。

あくまでもこの名簿に載っている内容であっせん対象者にしております。

對木委員 37番、●●●さん。後継者（●●●）が漏れていると思うが。

事務局長 修正します。あとありませんか。

議長 質疑ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 よろしいですか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第18号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」を議題といたします。
斉藤主幹より報告の内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 議案第18号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」。
「農業委員会の適正な事務実施について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会の活動の点検・評価、活動計画(案)を策定したので本会の審議を求める。

平成30年3月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

本計画は、農業委員会が行なう法令事務と促進等事務の判断の透明性や公平性、また、外部・内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていることに伴い、平成21年より義務付けされたものであり、今回につきましては、平成29年度計画の活動の点検・評価と平成30年度の活動計画を設定し、広く公表するものであります。

まず、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の記載内容についてであります。

I 農業委員会の状況、農業の概要につきましては、主に2015年農林業センサスに基づき記載しております、また、農地台帳面積、農業委員の実数につきましては、今日時点の実数となっております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、平成29年度の集積実績になります、あらかじめ集積目標を100haとしていましたが、実績では261.48haとなり、目標値につきましては、達成することができました。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状では、平成27年度に1経営体、シソの生産をおこなっております「●●●」以降の参入はございません。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価、Vの違反転用への適正な対応は該当ございません。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、平成29年度中、8件の実績となっております。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、8法人、本日の報告も含めた数字となっております。

4の情報の提供等は、賃貸借、所有権の移動をとりまとめ、町のホー

ムページに反映、また農地台帳の内容の一部がインターネットを通じて閲覧することができるので、本日の総会後にインターネットの農地台帳に反映させております。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、町のホームページを通じて要望・意見を募ります。1カ月間ホームページにこの内容を登載し、その後あらためて農業委員会の総会でお諮りしたと考えております。

次に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

Ⅰ 農業委員会の状況になりますが、これも主に農林業センサスの数値になります。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化では、集積目標を100haで設定させていただきました。これは利用集積の期間満了による再設定とあっせんによる集積で、昨年と同数の数値を計上させていただきました。

Ⅲ 遊休農地に関する措置の平成30年度の目標及び活動計画になります。調査実施時期につきましては8月頃から10月に実施するものとなりますが、昨年調査していただいた資料を基に精査をしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これをもって、議案第18号の説明とさせていただきます。

議長 議案第18号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●委員は会議規則第10条の規定により関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきたく存じます。

暫時休憩をいたします。

《對木委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

平成30年3月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。売買価格につきましては、相対契約による●●●円となります。

次に図面をご参照願います。位置図と地番図になります。もう1枚めくっていただき、地番図をご参照願います。自宅にほぼ隣接した土地が対象地となっています。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
澁谷委員お願いします。

澁谷委員 6番 澁谷です。
今回の号別1号の許可申請につきまして、本日、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第19号の質疑をお受けいたします。

石田委員 對木さんに譲ろうとしている土地なのですが、いままではどのような管理をされていたのですか。

議長 暫時休憩をいたします。

《暫時休憩》

再開します。

他になにかありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《對木委員入室》

對木委員にお伝えします。

議案第19号につきましては原案のとおり決定しましたので、所定の手続き等よろしくお願いたします。

会議を再開します。

- 議長 日程第7 議案第20号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」についてを議題といたします。
齊藤主幹、議案の朗読、説明をお願いいたします。
- 齊藤主幹 議案第20号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。
下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。
平成30年3月29日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、法人の名称●●●●
号別2、●●●●
次のページをご覧ください。
「農地所有適格法人要件確認書」。
確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。
特に売上高には「農業」と「その他事業」に分かれていますが、農業の部分で、その他事業と比較して十分に過半を満たしておりますので、適合しております。
その他の項目につきましても要件を満たしていると考えております。
これをもって、議案第20号の説明とさせていただきます。
- 議長 議案第20号の質疑をお受けいたします。
- 石田委員 ●●●●
- 齊藤主幹 ●●●●がシイタケ栽培をすると、自分の本業の部分と農業に分けてしまうと、本業の部分で過半を超えてしまうので土地は持てない。そのため別会社として、農業法人の●●●●という名称で立ち上げて、農業専門で立ち上げて、そこはシイタケ栽培をおこなっている。場所●●●●の近くにあります。
- 議長 他ありませんか。
- (出席委員) (なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (出席委員) (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号につきましては原案のとおり決定しました。

日程第9 議案第21号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹

議案第21号「現況証明願い」。

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願出があったので、
証明について本会の審議を求める。

平成30年3月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人●●●●

号別2、●●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●● 1筆、面積は●●●●平方メートル。公簿
地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●●様で願出人と同じで
あります。

願出理由は地目変更です。

号別2の所在地は、●●●● 1筆、面積は●●●●平方メートル。公簿
地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●●様で願出人と同じで
あります。

願出理由は地目変更です。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

議長

それでは、あらためて判定の確認をいたします。

調査にあたりました、現況調査委員長の照井委員より調査報告をお願い
いたします。

照井委員

8番 照井です。

現況調査の結果について報告します。

3月29日、本日、午前中に現地調査を、私と澁谷委員、峯田委員の3
名において現地を確認いたしました。

号別1の願出地は、位置図・地番図に示しておりますが、国道38号
に隣接する西庶路市街地にある土地です。申請地は農地として利用され
ておらず、一帯には雑草が繁茂している状況でありますことから、その
ため、現状は農地、採草放牧地以外とし、「雑種地」と判定したところで
あります。

次に、号別2の願出地は、茶路御仁田地区にある土地です。對木委
員の周辺地でもあります。山側に位置するところであり、この地図のと
おり原野化しておりますことから、そのため、現状は農地、採草放牧地
以外とし、「原野」と判定したところであります。

以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案第21号についての質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

石田委員 芽室自動車学校の願い出なのだけど、実際に●●●は西庶路の駅の近くにあったはず。あの辺のことを言っているのか。

斉藤主幹 場所は、●●●があります。その●●●に土地があります。その土地が畑のまま残っていて、その所有者が●●●様となっていて、今回、申し出があった理由は業者を通じて申請がありました。ソーラーパネルの会社が●●●から委任を受けて調査依頼がありました。地目変更が終わりましたら予定ではソーラ方向に進むと考えている。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時40分)